こども・若者の社会参画及び意見反映部分抜粋

こどもまんなか実行計画 2024

令和6年5月 こども政策推進会議

- Ⅲ こども施策を推進するために必要な事項
- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- (1) 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進

こども・若者の意見を政策に反映させるための取組(『こども若者★いけんぷらす』)を推進し、各府省庁が設定したテーマに加え、こども・若者が選んだテーマについても、こども・若者の意見の政策への反映を進める。その際、テーマに関する事前の情報提供や意見の反映状況に関するフィードバックを重視するとともに、寄せられた意見について匿名化等の個人情報の適切な保護を行った上で集約・分析する体制を構築する。

若者が主体となって活動する団体からの意見聴取に関する取組を行う。

各府省庁の各種審議会、懇談会等の委員に、こどもや若者を一定割合以上登用するよう取り組む。各種審議会、懇談会等におけるこども・若者委員割合を「見える化」する。

各府省庁の職員がこどもや若者の社会参画・意見反映について適切に理解し効果的に 取り組むことができるよう、ガイドラインを作成し、周知を図る。

(こども大綱 p. 36)

(こども・若者の意見を政策に反映させるための取組の推進)

「こども若者★いけんぷらす」の着実な実施

「こども若者★いけんぷらす」において、対面、オンラインやチャットでの意見交換、アンケート、施設等に出向く意見聴取など多様な手法を組み合わせながら、こども家庭庁や関係省庁の施策に関するテーマに対し、多様なこども・若者の意見を聴取し、最善の利益を実現する観点から政策に反映することができるよう着実に実施する。その際、参加者の年齢や発達の程度に応じた資料に基づいて事前に説明を行い、意見表明に向けた意見形成を支援するほか、意見が政策に反映されたか、反映されなかった場合はなぜなのかをこども・若者に分かりやすくフィードバックを行う。さらに、これらの一連のプロセスをホームページ等で公表することにより社会全体に発信し、こども・若者の意見を聴くことの大切さについての理解を広げる。【こども家庭庁】

多くの、そして多様な意見を聴取し、政策に反映すべく、意見反映の意議や必要性の周知及び「こども若者★いけんぷらす」の広報活動をとおして、同事業に登録しているこども・若者の数を今後5年間で1万人程度とする。【こども家庭庁】

聴取した意見をその場限りにするのではなく、匿名加工等の個人情報について必要な処置を行った上で聴取した意見をこども家庭庁において集約する。さらに、集約した意見の分析の在り方を検討する。【こども家庭庁】

(若者が主体となって活動する団体からの意見聴取に関する取組)

<u>若者が主体となって活動する団体からの意見聴取</u>

こどもや若者の社会参画を進めることの意義を踏まえ、様々な社会課題の解決に自ら声を上げて取り組む若者団体や地域においてこどもや若者が主体となって活動しているこども会議、若者会議、ユースカ

ウンシルなどとの意見交換を定期的に行う。聴取した意見は、各種審議会・懇談会等の議論において活用 するなどし、意見を政策へ反映させるよう取り組む。【こども家庭庁】

(こども・若者の各種審議会、懇談会等への登用)

こども・若者の各種審議会、懇談会等への登用

こども施策の決定過程において、こども・若者の意見が政策に反映されるよう、各府省庁の各種審議会、 懇談会等のこども・若者委員割合を見える化し、公表する。さらに、こども・若者を審議会・懇談会等に どのような方法で登用するか、また、こども・若者の委員が意見を言いやすい環境づくり等について検討 を行う。【こども家庭庁、関係省庁】

(各府省庁におけるこども・若者意見反映についての理解の促進)

各府省庁へのガイドラインの周知、取組状況の調査

各府省庁の職員がこどもや若者の社会参画・意見反映について適切に理解し効果的に取り組むことができるよう作成した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」について、各府省庁向けの説明会などを実施し、行政職員一人ひとりが、こども基本法第 11 条に規定するこども施策の策定・実施・評価に当たって、意見反映に必要な措置を講ずることを始めとする、こども・若者の意見反映についての理解を深め、取り組むよう、促す。【こども家庭庁】

各府省庁に対し、こども基本法第 11 条に基づく措置についての取組状況を調査し、公表する。【こども家庭庁】

調査結果等を活用し、より有益なガイドラインとなるよう必要な改善に向けた検討を行う。【こども家庭庁】

(2) 地方公共団体等における取組促進

こどもや若者にとってより身近な施策を行う地方公共団体において、様々な機会を捉え、こども・若者の社会参画の促進、意見を聴く取組が着実に行われるよう、上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供を行う。こどもに関わるルール等の制定や見直しの過程にこども自身が関与することは、こどもの意見表明権を保障し、当事者の視点からルールを見直し改善する契機にもなるとともに、身近な課題を自分たちで解決する経験となるなど、教育的な意義があることから、学校や教育委員会等の先導的な取組事例について周知する。

(こども大綱 p. 36)

(地方公共団体へのガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、取組状況の調査)

地方公共団体へのガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援

「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」に関する説明会を実施し内容の周知を図るなど、地方公共団体の職員がこども・若者の意見反映について理解を深められる機会を創出する。【こども家庭庁】

「こども・若者意見反映サポート事業」を通して、意見聴取の場づくりを始めとする一連の意見反映プロセスについての相談応対や意見を聴く場へのファシリテーター等の派遣などを行い、意見聴取の場に周辺地方公共団体からの視察を受け入れることなどにより、好事例の横展開を図り、地方公共団体における意見反映の取組を推進する。【こども家庭庁】

地方公共団体に対し、こども基本法第 11 条に基づく措置についての取組状況を調査し、公表する。【こども家庭庁】

これらの事業の成果や調査結果を踏まえ、学校や教育委員会等の先導的な取組事例を含む好事例の横展開を図るとともに、こども・若者参画に係る予算規模や担当部署の設置などについて情報提供等を行う。 【こども家庭庁】

調査結果等を活用し、より有益なガイドラインとなるよう必要な改善に向けた検討を行う。【こども家庭庁】

(3) 社会参画や意見表明の機会の充実

こどもや若者にとって社会参画や意見表明の機会や場が必ずしも十分ではない現状を踏まえ、あらゆるこども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組む。また、保護者や教職員、幼児教育や保育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちに関わるおとなのほか、広く社会に対しても、こども・若者の意見を表明する権利について周知啓発する。

こどもや若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるため、こどもや若者が理解 しやすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報提供を行う。

こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、その年齢や発達の程度に応じて、自らの権利について知る機会の創出に向けて取り組む。

(こども大綱 p. 37)

(こども・若者が意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成)

こども・若者が意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成

国におけるこども・若者の意見聴取及び意見反映の結果について社会全体に発信していくほか、各府省 庁及び地方公共団体に対するこども基本法第 11 条に基づく措置についての取組状況の調査により、こど も・若者の社会参画や意見反映の取組の好事例を収集し、横展開を図ることを通じて、こども・若者が自 由に意見を表明しやすい環境整備と社会気運の醸成に取り組む。【こども家庭庁】

(こども施策に関する情報提供)

こども施策に関する情報提供

こども施策に関して年齢や発達の程度に応じた情報提供を行い、施策への理解・関心が深まることは、こども・若者の意見表明や社会参画につながることを踏まえ、こども施策を所管する各府省庁が、こども施策について、こども・若者の視点に立った資料等の作成を行えるよう、こども家庭庁において助言等を行う。【こども家庭庁】

(こども・若者の意見を表明する権利に関する知る機会の創出)

こどもの権利条約の認知度の把握と普及啓発

こども基本法第 15 条及び同法附帯決議を踏まえて令和 5 年度に実施した、こどもの権利条約の趣旨や内容についての認知度調査と同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究を踏まえ、民間団体等と連携しつつ、同条約の趣旨や内容の普及啓発に広く取り組む。また、おおむね 3 年毎を目途に、令和 5 年度と同規模の認知度調査を実施するなどして定期的に認知度を把握する。【再掲】【こども家庭庁】

(4) 多様な声を施策に反映させる工夫

貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始め、困難な状況に置かれたこども・若者、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者など、様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもてないこどもや若者がいることを認識し、全てのこども・若者が自らの意見をもち、それを表明することができるという認識の下、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をする。

(こども大綱 p. 37)

(多様な声を施策に反映させる工夫)

多様な意見のこども施策への反映

令和5年度に実施した「様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者の意見反映の在り方についての調査研究」の結果を踏まえ、令和6年度以降「こども若者★いけんぷらす」において、施設等に出向く意見聴取を増やし、対象に応じて配慮や工夫等を講ずる。【こども家庭庁】

この調査研究の結果を「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」に反映したことを受け、 同ガイドラインに関する各府省庁及び地方公共団体向けの説明会などを実施し内容の周知を図り、多様 なこども・若者から意見を聴く際に活かせるようにする。【こども家庭庁】

さらに、各府省庁及び地方公共団体に対するこども基本法第 11 条に基づく措置についての取組状況の 調査を踏まえ、多様な声を政策に反映させる工夫の好事例を収集し、横展開を図る。【こども家庭庁】

(5) 社会参画・意見反映を支える人材の育成

こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくるため、安全・安心な場をつくり意見を言いやすくなるように引き出すファシリテーターを積極的に活用できるよう、人材確保や 養成等のための取組を行う。

(こども大綱 p. 37)

(社会参画・意見反映を支える人材の育成)

社会参画・意見反映を支える人材の育成

令和5年度に行った「ファシリテーター養成プログラム作成のための調査研究」の内容を踏まえ、こども・若者に対するファシリテーションについての説明会を実施し、本説明会の受講者を国での意見聴取の場において活用できるよう取り組む。また、順次、地方公共団体でも主体的に人材養成を行うことができるよう検討する。【こども家庭庁】

地方公共団体に対するこども基本法第 11 条に基づく措置についての取組状況の調査結果を踏まえ、地方公共団体におけるファシリテーター養成の在り方や、意見聴取の手法・対象に応じて必要となるファシリテーターの技能、その他こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の在り方等について、継続的に検討する。【こども家庭庁】

(6) 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備

様々な社会課題の解決に自ら声を上げて取り組む若者団体や地域においてこどもや若者が主体となって活動しているこども会議、若者会議、ユースカウンシルなどは、こどもや若者の社会参画の機会の一つであり、これらの活動がより充実するよう、連携を強化するとともに、好事例の展開等を進める。若者団体等の主体的な活動を促進するための取組の在り方について検討する。

地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点として、児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設、こどもの意見表明支援やこどもの社会参画機会の提供を行う民間団体との連携を強化する。

(こども大綱 pp. 37-38)

(若者が主体となって活動する団体等の活動の促進)

若者が主体となって活動する団体等との連携強化・取組促進等

こどもや若者の社会参画を進めることの意義を踏まえ、若者が主体となって活動する団体等との意見交換を行う。【こども家庭庁】

国内及び海外における若者が主体となって活動する団体の実態把握等に関する調査研究を実施し、各府省庁や地方公共団体との連携の好事例を含めた団体についての現状等を把握するとともに、活動を促

進するための取組の在り方を検討する。【こども家庭庁】

(民間団体等との連携強化)

民間団体等との連携強化

こどもの意見表明支援やこどもの社会参画機会の提供を行う民間団体等と、こども・若者の社会参画、 意見聴取をテーマに、意見交換を行う。【こども家庭庁】

(7) こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

こどもや若者の社会参画や意見反映に関する調査研究を推進する。

こども・若者の社会参画、意見反映のプロセスやその結果に係る評価について、仕組み の構築に向けて取り組む。

(こども大綱 p. 38)

(こどもや若者の社会参画や意見反映に関する調査研究)

こども・若者意見反映調査研究の実施

こども・若者参画及び意見反映専門委員会の議論を踏まえつつ、こどもや若者の社会参画や意見反映に関する必要な調査研究を実施する。【こども家庭庁】

(こども・若者の社会参画、意見反映のプロセス等の評価に係る仕組みの構築)

こども・若者の社会参画、意見反映のプロセス等の評価に係る仕組みに関する検討

「こども若者★いけんぷらす」の取組状況を踏まえながら、参加者や関係者からの「事後アンケート」で、事業についての感想を得て、意見反映に関するプロセスの評価を行い、改善につなげる。【こども家庭庁】

意見反映の結果に係る評価の在り方について、仕組みの構築を見据えて検討を進める。【こども家庭庁】

ども・若者の参画促進
•
•
•
•
•
•
•
ı چ راب
اڭ
- U
IJ
程への
ТШ
(1) 国の政策決定過程へ
沿河
밴
八
紙
镹
6
Ħ
-
\neg
Ш
÷
il
ᆸ

里里	口の作曲	日7年	口文作曲	口の作曲	D10年申
Ĭ	X Fox	XH	X F D	XHOX	XH
「こども若者★いけんぷら	登録者1万人二向けた定期が広報の実施【こども家庭庁】	略【こども家庭庁】			
す」の着実な実施	こども・若者の意見の集約・活用【こと	こども家庭庁】			
Ⅲ—1—(2)地方公共団	(2) 地方公共団体等における取組促進				
項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
地方公共団体へのガイドラインの語には「	耶殊胜光張調査【こども家庭庁】				
ンの周知やファンリャーターの派遣等の支援	「こども・若者意見の映サポート事業」	業」の実施【こども家庭庁】			
Ⅲ-2- (1) 「こどもま	(1) 「こどもまんなか」の実現に向け	けたEBPM			
項目	R6年度	R7年度	R8年度	R 9 年度	R10年度
こども施策における適切なア	こども施策における適切なアウトカム	こども施策しおける適切なアウトカム(成果目標・成果実績)や測定指票の統計	【こども家庭庁】		
ウトカム等の検討	得られた知見の活用(行政事業レビュー	得られた知見の活用 (行政事業レビューシー Nこおけるロジックモデルの改善等)	り 【こども家庭庁】		
こども施策におけるEBPM	「こども家庭庁EBPMアドゲザー」の充実	の充実 【こども家庭庁】	_		
に資する支援体制の構築	「こども家庭庁EBPMアドゲザー」の活用推進	の活用能進【こども家庭庁】			
こども施策におけるEBPM					
の浸透に資する研修や周知啓発、情報提供、相談支援等の	職員向け研修、周知啓発・情報提供、本	権談対援等の充実 [こども家庭庁]			
充実					
大学・研究機関等の創意工夫 を活かす調査研究等の推進	が帝研究機関との連携・協力関係の構築【こども家団力】	[こども家庭寸]			
こども施策におけるEBPM に関する地方公共団体の好事	地方公共団体こおける政略の攻手例の収集、横展開【こども家庭方】	2歳、横囲絹【こども家庭庁】			
例の収集					
・ブキ、猫等に関するデータの	こども・若者や子育て当事者が置かれて	れている状況を把握するための調査研究の実施	施【こども家庭庁】		
整備		「こども・若者総合調査 (仮称) 」 の実施【こども家庭庁】	「こども・若者国際比掉調査(仮称)」 の実施【こども家庭寸】		
- ブー・オー・ボー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブー	我办国における指票の在り方の検討【こ	【こども家庭庁】			
こともにイエルにイング指標の在り方の検討	関連データ・指揮の国内整備状況を 把握するためが調査研究【こども家庭打】				

III - 1 - (1)

(国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進)

項目	現状	出典
意見聴取の実施数(こども若者	41 回	「こども・若者意見反映推
★いけんぷらすのいけんひろば	(2023 年度末時点)	進事業(こども若者★いけ
の実施回数) (累計)		んぷらす)」事業実績(こ
		ども家庭庁)
「こども若者★いけんぷらす」	4211 人	「こども・若者意見反映推
に登録しているこども・若者の	(2023 年度末時点)	進事業(こども若者★いけ
数		んぷらす)」事業実績(こ
		ども家庭庁)

Ⅲ-1- (2)

(地方公共団体等における取組促進)

項目	現状	出典
地方公共団体へのファシリテー	18 人	「こども・若者意見反映サ
ター派遣者数	(2023 年度)	ポート事業」事業実績
		(こども家庭庁)